（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

［一～九　略］

十　機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

［十一～二十二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勘定区分） **第二条**　機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。	（勘定区分） **第二条**　機構は、機構法第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の事情） **第二条の六**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）	（特別の事情） **第二条の六**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設）

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（説明と同意の取得） **第五条の二**　（略） 2　被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。 一～三　（略）	（説明と同意の取得） **第五条の二**　（略） 2　被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。 一～三　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。